

## 1 対象となる地域と警報等の種類

<地域> 京都府全域、または南丹市  
<種類> 「特別警報」及び大雨・暴風・洪水・暴風雪に関する「警報」  
※大雪警報、波浪警報、高潮警報は除く。

## 2 判断する時間等

「特別警報」が発令されている場合

- 臨時休校とします。ただちに命を守る行動をとってください。

「大雨」「暴風」「洪水」「暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されている場合  
午前6時30分の時点で「警報」が発令されている場合、登校を見合わせ『自宅待機』とします。

- 午前6時30分での「警報」の発令状況、発令区域は、公共放送(テレビ、ラジオ等)、情報通信機器(インターネット)等でご確認ください。
- 午前6時30分以降、登校までに上記の「警報」が発令された場合も同様です。  
(既に学校に向かって登校中の場合は、学校で収容し、生徒の安全確保を最優先とした対応をします。)

午前8時30分を過ぎても「警報」が発令中の場合は、原則として『臨時休校』とします。

- 気象情報等を勘案して臨時休校になる場合は、「南丹市子ども安心メール」及び「学校ホームページ」で補助的に連絡したのち、「電話連絡網」で連絡します。  
※学校ホームページ <http://www.kyoto-be.ne.jp/tonoda-jhs/cms/>  
(南丹市立殿田中学校 と検索エンジンに入力し検索してもOKです)
- 自宅待機中、及び休校の場合、安易に外出したり、危険な場所に行くことのないように配慮をお願いします。
- 休校になった場合、その趣旨や安全確保の点から、自宅で過ごし、自宅学習に取り組むようにご家庭でもご指導ください。

午前8時30分までに「警報」が解除された場合は、学校からの指示により登校してください。

- 始業時刻を遅らせて、授業を実施します。
- バス、JRの運行状況を確認した上で、電話連絡網で乗車時刻、授業開始時刻等を連絡します。

登校後、在校時に「特別警報」が発令された場合は、学校待機等、生徒の安全確保を最優先に対応します。また、「警報」が発令された場合は、天候状況・下校路の安全等を判断し、下校・学校待機等、生徒の安全を第一に配慮し、必要な措置や対応を講じます。

- 「特別警報」が発令された場合及び途中で下校することになった場合は、「南丹市子ども安心メール」及び「学校ホームページ」で補助的に連絡したのち、「電話連絡網」で連絡します。
- 交通網が遮断、不通の場合や通学路の安全が確保できない場合についても、教育委員会と協議の上、必要な措置を講じます。